

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活
 ○記入した個人情報については、本制度
 ○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な
 に照会し、私の個人情報の提供を受け
 ○私は、
 ○私は、
 ○本貸
 ○私以
 ○私及
 ○私は、貴協議会が必要に応じ官公署か
 ○貸付審査の結果、貸付不承認となつた場

1つでも該当しないものがある
 れば、貸付の対象とはなり
 ません。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。
 ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 イ 世帯員に要介護者がいるとき
 ウ 世帯員が4人以上いるとき
 世帯員にエ又はオの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子
 オ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要す
 る費用が不足するとき
 キ ア～カ以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

上記内容に相違ありません 署名 厚 彦 一 郎

記入年月日 令和 2年 9月 27日

●太枠内を黒ボールペンで記入してください。
 ●必ず自筆で署名・記入してください。
 ●訂正は二重線(〇〇)を引き余白に記入
 願います。

申込金額 20 万円 据置期間 ア 12か月 (12か月以内) イ.その他()か月 償還期間 ア 24か月 (24か月以内) イ.その他()か月 償還方法 月賦 一括

最大20万円までの借入希望
 金額を記入ください。

借入申込者 厚彦 一郎 (印) 性別 男 女 生年 大正 昭 和 53年 9月 3日 (満 41 歳) 平成

希望がない場合は、月賦を
 チェックしてください。

「据置期間」とは返済が猶予される期間です。
 「償還期間」とは返済する期間です。
 希望がない場合は ア. を選択ください。

住宅票上の住所です。番地、アパ
 ート等の名称、号室も住宅票と同じ
 ように記入してください。

会社員の方は勤務先名称・住所、個人事業主の方は職業・住所を
 記入ください。無職の方は「無職」と記入のうえ、前の勤務先名称・
 住所を記入ください。

自宅電話 000(000)0000
 携帯電話 000(000)0000

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1	本人	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	厚彦 桃子	夫・妻・子・父・ 母・その他	40	T・S・H・R 54年 5月 23日	パート勤務	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	厚彦 こころ	夫・妻・子・父・ 母・その他	11	T・S・H・R 20年 3月 2日	★★小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4	厚彦 はな	夫・妻・子・父・ 母・その他	9	T・S・H・R 22年 3月 19日	★★小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他 2名						

口座振込の場合 金融機関 ひふみ 銀行 支店名 東京 支店 預金種別 普通 当座

借入申込者名義の口座番号を記入ください。 申込金額が10万円を超える場合は☑を記入ください。

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 今後10万円を超える資金需要があるため

本特例貸付の利用実績; ア.今回 イ.以前 月金額 (万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; 在留期間が延長の予定 在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、☑を記入ください。

借入申込書と同じ金額を記入ください。

緊急小口資金特例貸付

借用書

借用金額

20万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 山利貝社会福祉協議会 会長 殿

(借受人)

住民票上の住所です。番地、アパート等の名称、号室も住民票と同じように記入してください。

太枠内を記入・押印ください。

住所	5-1			
氏名	厚労 一郎			印
生年月日	大正 昭和 平成	53年	9月	3日生

【借入要項】

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。			
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)		
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)		
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還		
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利息を徴収いたします。			

借入申込書と同じ据置・ 期間、償還方法を記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年度	資金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、該当の社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と該当の社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、該当の社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口設置しております。

(1) 山梨県社会福祉協議会の苦情受付窓口 生活支援課 資金担当 (電話 055-254-8610・FAX 055-254-8614)

(2) 山梨県福祉サービス運営適正化委員会 (電話 055-220-3030)

(山梨県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に活用した場合
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

住民票上の住所です。番地、アパート等の名称、号室も住民票と同じように記入してください。

上記の事項について、全

必ず自筆で記入・押印をお願いします

令和 2 年 9 月 27 日 借受人 住所 福社市 労働区 共助町 5-1
氏名 厚旁 一郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告

勤務先名称または職業	飲食店経営	借入申込書に記入した 勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。 無職の方は「無職」と記入のうえ、前の勤務先名称・住所を記入ください。
勤務先所在地	〒 000-0000 社協市 平等区 5- TEL 000 (000) 0000	
コロナ影響による減少前の収入	令和 2 年 1 月時の月額所得（手取り）は、約 35 万円でした。	
コロナ影響による減少後の収入	令和 2 年 9 月時の月額所得（手取り）は、約 10 万円でした。	
減少の理由	【記入例】 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、乗客数が減少したため ・ ” ” ”、勤務時間が短縮されたため ・ ” ” ”、勤務先の業績が悪化したため ・ ” ” ”、アルバイトのシフト減となったため	

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入を記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由を記入ください。

住民票上の住所です。番地、アパート等の名称、号室も住民票と同じように記入してください。

9 月 27 日
住所 福社市 労働区 共助町 5-1

自筆で記入・押印をお願いします。

氏名 厚彦 一郎 (印)